

委託業務仕様書

1. 委託業務の概要

(1) 業務名

高校生世代に向けた日本語学習支援のための新規教室運営業務

(2) 事業目的と概要

日本における在住外国人の増加に伴い、日本語指導を必要とする外国人生徒等（以下「外国人生徒等」という。）の数も増加している。本事業は、外国人生徒等の高等学校への進学や高等学校卒業後の進路における厳しい状況を踏まえ、外国人生徒等が高等学校に進学・卒業することで、日本での生活に円滑に適応し、将来、経済的・社会的自立ができるよう、高校生世代の外国人生徒等が高等学校・夜間中学校外で日本語を学習できる環境をつくり、持続可能な支援体制を整えることを目的とし、2025 年度より開設している教室に加え、市内に新たに教室を開設し、運営するものである。また、その際には本市が提供するまた、その際には本市が提供する「日本語学習教室運営の仕組みづくりのための手引き」（以下、「手引き」）および「日本語教育プログラムカリキュラム提案書」（以下、「カリキュラム提案書」）を参照し、その効果検証を実施することとする。

※出展元：日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（令和 7 年度）

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/31/09/1421569_00007.htm

2. 業務内容

(1) 本事業対象者に向けた日本語学習支援教室の新規開設および運営

- ・日本語能力が原因で授業内容が十分に理解できず成績が振るわない生徒や、また、義務教育年齢を超過した後に渡日したために中学校での学習を経ずに直接高校への入学を目指す若者等が、神戸市内で継続的に日本語を学習できる場を設ける。
- ・「手引き」および「カリキュラム提案書」を参照し、学習者のニーズにあった教室の開設・運営を実施する。

<対象者>

概ね 15 歳～20 歳かつ渡日から概ね 5 年以内であり、下記のいずれかに該当する者

- i) 日本語指導が必要な生徒（高校中退後に編入を目指す者も含む）
- ii) 渡日後に中学校を経ず、直接高校を受験する生徒

① 開催時期

2026 年 10 月以降、2027 年 3 月 31 日まで

② 開催頻度

生徒が、週に1回2時間程度学べる環境を用意すること。

※対象となる生徒の日本語能力、通学スケジュール、定期考査や学校行事などといった事情を考慮し、実施形式の検討や曜日の変更など柔軟に対応すること。

※生徒ごとに学習時間枠を設定し支援を実施する際には、別途、複数の生徒が共に学習し交流する機会を提供すること。

※「手引き」および「カリキュラム提案書」に基づき、通常教室および集中教室の内容を検討し、実施すること。

③ 場所

市内貸会議室等

(委託者と協議の上、受託者が確保する。また、会場使用料等は受託者が負担すること。)

④ 学習者数

10名程度(実人数)

⑤ 運営体制

少なくとも、コーディネーター1名、ボランティア講師3名程度の体制を確保すること。

※ボランティア講師は、別表1に示す諸団体もしくは委託者が特に認める団体の実施する日本語学習支援に資する講座等を受講している者とする。

※講師は学習内容を記録し、コーディネーターが全体を把握するなど、学習の目標設定、記録と全体管理を効果的に実施する体制を整備すること。

⑥ 備考

- ・定期的に学習者と講師が相談し、学習目標を立てること。
- ・休憩時間には、学習者同士の会話が出来るようコーディネーター等が中心となり、交流を促進すること。
- ・学習者の学習意欲を向上させるような仕掛けを取り入れること。
- ・原則として対面での実施とするが、今後の近隣市町と連携した広域実施も見据え、対面でなくても学習継続が可能と判断される場合(複数人向けに同様の講義を実施する場合等)または、遠方である、交通費の捻出が難しいなどの理由により対面での実施が難しい学習者がいる場合は、オンラインでの学習支援も試行的に実施すること。

(2) 学習希望者募集にかかる広報

学習希望者の募集に際して、委託者と連携し、市内公立学校や外国人支援団体、日本語学校等を通じて、広報を行うこと。(広報媒体の種類は問わない。)その際、受託者が運営しているホームページ・SNS等を活用してもよい。

(3) 学習希望者からの申込受付、学習者等との連絡・調整等

①募集期間中(委託者と協議し、決定)に学習希望者からの申し込みを受け付ける。

(WEB フォーム、電子メール、電話、郵送等を想定しているが、手段は問わない。
なるべく複数媒体での受け付けを行うこと。)

②申し込みのあった学習希望者と、対面もしくはオンライン会議システムを活用して面談を行い、学習者を決定する。

③学習者名簿等を作成し、出席状況を管理する。

④学習者が体調不良を訴える等の緊急事態が生じた際は、学習者名簿にて緊急連絡先を確認し、速やかに保護者等に連絡を取り、迎えを依頼すること。その際、一時的に事務所等にて学習者を待機させ、確実に保護者に引き渡すこと。

⑤教室開催期間中は、学習者本人や受講者保護者等からの電話連絡等に対して、常時対応できる体制を整えておくこと。

(4) 定例会議への出席および教室運営にかかる報告

①連絡会議

担当する学習者および教室の状況等について、委託者へ定期的に報告および協議するための機会を月1回程度実施する。そのほか、委託者の求めに応じて、開催することとする。

②定例会議

神戸市内の高校生世代の要日本語学習者の状況およびニーズに関する関係者間での情報交換およびを目的とし、委託者からの求めに応じて、特定非営利活動法人神戸定住外国人支援センターが実施する「高校生世代向け日本語教室事業定例会」への出席をすること。

(5) 他自治体等からの視察受入および情報提供

他自治体や日本語教育機関、関係団体等から本事業に関する視察の希望があった場合には、学習者の定期考査や学校行事等に十分配慮しつつ、委託者と協議した上で、可能な範囲で受入を行う。

(6) 「手引き」および「カリキュラム提案書」の検証およびフィードバック

委託者より提供された「手引き」および「カリキュラム提案書」の内容について、新規教室立ち上げ・運営を行う上でその実用性を検証し、フィードバックを提供すること。

(7) その他関連する業務

3. 業務実施にあたっての補足事項

- ・本業務の実施にあたっては、委託者および関係機関との連携を図ること。
- ・本業務の実施にあたって疑義が生じた事項等については、随時委託者と協議のうえに対応すること。
- ・受託者は、契約期間中及び契約期間後において、本業務上知りえた情報を第三者に漏らしてはならない。その他、個人情報等の保護については、委託契約約款第 29 条を順守すること。

4. 業務報告

毎月、業務の進捗状況について、月例報告書を作成し、翌月 10 日までに委託者まで E メールで提出すること。様式不問。

5. 契約期間

契約締結の日から 2027 年 3 月 31 日まで

6. 契約金額

金 1,750,000 円（消費税及び地方消費税含む）

7. 委託料の支払い

委託業務完了後、受託者からの業務報告書をもって、検査を行い、検査終了後、受託者からの請求に基づき支払うこととする。

ただし、業務遂行上、委託者が必要であると認める場合は、分割払いや前金払いをすることができる。

8. その他

(1) 留意事項

- ①業務実施にあたってはプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報を紛失、または業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うこと。業務遂行にあたっては、委託者の「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守すること。なお、「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」については、以下

のホームページを参照すること。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>

- ②業務の遂行にあたっては、公の業務であることを認識し、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけること。
- ③本業務の実施で得られた成果、情報（個人情報を含む）等については委託者に帰属する。
- ④事故発生時は、速やかに委託者へ報告すること。
- ⑤契約後、速やかに業務責任者通知書（別添）および 情報セキュリティ対策の実施状況報告書（別添）をあわせて提出すること。
- ⑥可能な限り電子契約での締結とする。電子契約で締結する場合は、速やかに電子契約システム利用確認書（別添）を提出すること。

https://www.city.kobe.lg.jp/a08691/20220520_econtract.html

（２）記載外事項

本仕様書に定めのない事項または本仕様書について疑義の生じた事項については委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(別表 1)

公益財団法人 神戸国際コミュニティセンター
公益財団法人 兵庫県国際交流協会
公益財団法人 YWCA
公益財団法人 YMCA
特定非営利活動法人 実用日本語教育推進協会
特定非営利活動法人 神戸定住外国人支援センター
兵庫日本語ボランティアネットワーク